

消費生活協力団体の委嘱

- 見守りネットワーク協定団体等に対し、消費者安全法第11条の7第1項の消費生活協力団体の委嘱を行う。
⇒消費者安全の確保のために必要な情報を地方公共団体に提供することその他国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をする活動を活動として規定。
(同法第11条の7第2項第3号)

◎令和7年12月10日現在、野洲市では10団体に対し委嘱を行っている。

原則



個人情報保護に関する法律による制限
→生命・身体・財産の危険等が要件となる。

委嘱



個人情報保護に関する法律による制限の解除
→委嘱により市役所への情報共有が可能となる。